

## 松くい虫、ナラ枯れ被害予防

松くい虫被害は、昆虫によって運ばれる小さな線虫が松の木に侵入して、松が枯れる伝染病です。平成27年に深浦町で被害が発生しています。また、ナラ枯れ被害は、昆虫が運ぶナラ菌により、ミズナラやカンワなどのナラ類が枯れる伝染病です。

もし、これらの被害が本市で発生すれば農林水産業、自然景観、観光資源に大きな影響を与えますので、次の協力をお願いします。

▼夏場の松の伐採は控えましょう。  
▼松の丸太や苗木は県内産を利用しましょう。

▼被害を防ぐためには、葉が黄色に変色していたり、枯れていたたりするマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。庭木、街路樹、山林などで枯れたり枯れかかっているマツやナラ類を見つけたら農林畜産課、上北地域農林局地域農林水産部林業振興課へお知らせください。

農林畜産課 ☎ 6745

上北地域農林局地域農林水産部林業振興課 ☎ 3379

## 下水道課からのお知らせ

■一日も早く下水道へ接続ください

下水道の使用が可能になり「供用開始」手続きをした区域内では、3年以内に公共下水道へ接続するよう

下水道法で定められています。

市では工事の資金調達が困難な人のために、水洗化等資金の融資あつせんを行い、資金の利子を補給する制度があります。

▼接続工事は市の指定を受けた工事業者に依頼してください。

※詳しくはお問い合わせください。

## 浄化槽整備事業「普及促進補助金」交付

市では市町村設置型浄化槽事業により新しく設置する浄化槽の個人負担を軽減するため、「普及促進補助金」を交付します。単独浄化槽やくみ取りトイレを利用している人は、早めに合併浄化槽へ切り替え願います。

対象 新しく市町村設置型浄化槽を設置し、平成29年3月20日までに供用開始する人

補助金額 小型浄化槽1基に対し一律11万円(市ホームページに掲載)

申請 下水道課 ☎ 4015

## 山菜取りでの遭難にご注意

山菜シーズンを迎え、毎年多くの人々が山で迷ったり、沢に転落するなど遭難が多発しています。捜索・救出には多くの人の協力が必要となるため、次の遭難防止の心得を守りましょう。

入山前

▼できるだけ2人以上で入山する。

▼天気予報を確認し、悪天候が予想

される場合、入山をやめる。

▼家族に行き先、帰宅時間、コース、同行者などを知らせておく。

▼携帯電話、あめ玉などの携行食、雨具、ライターなどを持つ。

▼目立つ色の服や寒さに備えた服装で入山する。

入山したら

▼同行者と声を掛け合い、位置を確認して行動する。

▼崖や急斜面などの危険な場所は避ける。

▼無理せず早めの下山を心掛ける。もし遭難したら

▼携帯電話などで速やかに連絡する。

▼歩き回らず木や岩の陰で雨や風を防ぎ体力の温存に努める。

▼目立つ場所にタオルや袋を掛けたり、火を焚いたりして自分の位置を知らせる。

▼ヘリコプターの音が聞こえたら、広い場所に出てタオルや衣類などを振る。

総務課 ☎ 6703

## 市内全域の家屋特定・土地地目認定調査を行います

市では固定資産税の適正、公平な課税のため、市内全域の家屋の特定と土地地目の認定調査を行います。

期間 6月1日(水)～11月30日(水)

調査方法 調査員が市の腕章などを付けて、必要に応じて敷地内に立

ち入り、家屋の外観や土地の利用状況を調査します。調査で分からない事がある場合、土地所有者へ確認の文書を配布する場合があります。なお、立ち会いは不要です。

※なりすましなど不審なことがあります。またらご連絡ください。

農務課(家屋係) ☎ 6769

(土地係) ☎ 6768

## 特殊詐欺被害防止機能付電話設置補助金

特殊詐欺被害防止のための固定電話または固定電話に接続する装置の購入費用を補助します。

対象

▼市内在住65歳以上(平成28年4月1日現在)の一人暮らしの高齢者(世帯分離および施設住居者を除く)

▼住所地に特殊詐欺被害防止機能付き電話などを設置すること。

※次のいずれかの機能を有すること

①着信時、発信者へ録音を行う旨の応答を自動的に行う。

②登録した電話番号から着信を自動的に切断する。

③未登録の電話番号からの着信に対して注意を促す。

補助金額 補助対象経費の2分の1

または1万円のいずれか低い額

※1人につき1台まで。申請には領収書などが必要です。

申請 まちづくり支援課 ☎ 6777